

(平成20年度)

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)防砂の施設の変更

(六甲山系芦屋川流域防砂の施設の変更)(芦屋市決定)

(諮 問 第 5 5 号)

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）防砂の施設の変更（芦屋市決定）

都市計画防砂の施設中，六甲山系芦屋川流域防砂の施設を次のように変更する。

名 称	位 置	備 考
六甲山系芦屋川流域防砂の施設	芦屋市 三条町，山手町，城山， 及び奥山	面積：約 22.8 h a (約 0.07ha 増)

「区域は計画図表示のとおり」

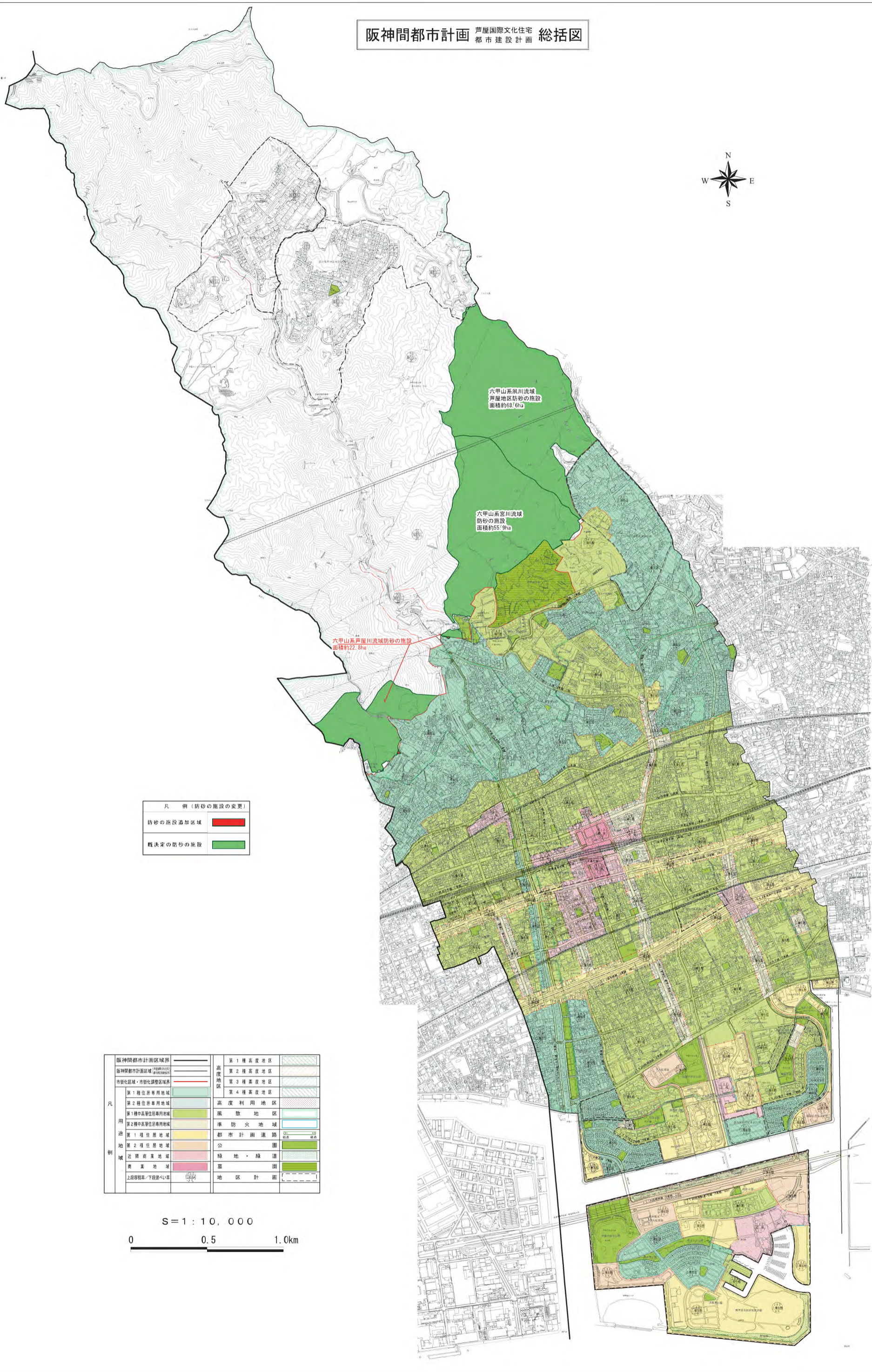
理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

防砂の施設は市街地における土砂災害を防止し、安全で快適なまちづくりに寄与するため決定しているものであるが、既決定の防砂の施設の整備や維持保全を行う上で、必要と判断される区域を今回、防砂の施設として追加するものである。

阪神間都市計画 芦屋国際文化住宅 都市建設計画 総括図

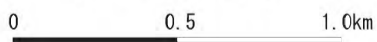


凡 例 (防砂の施設の変更)

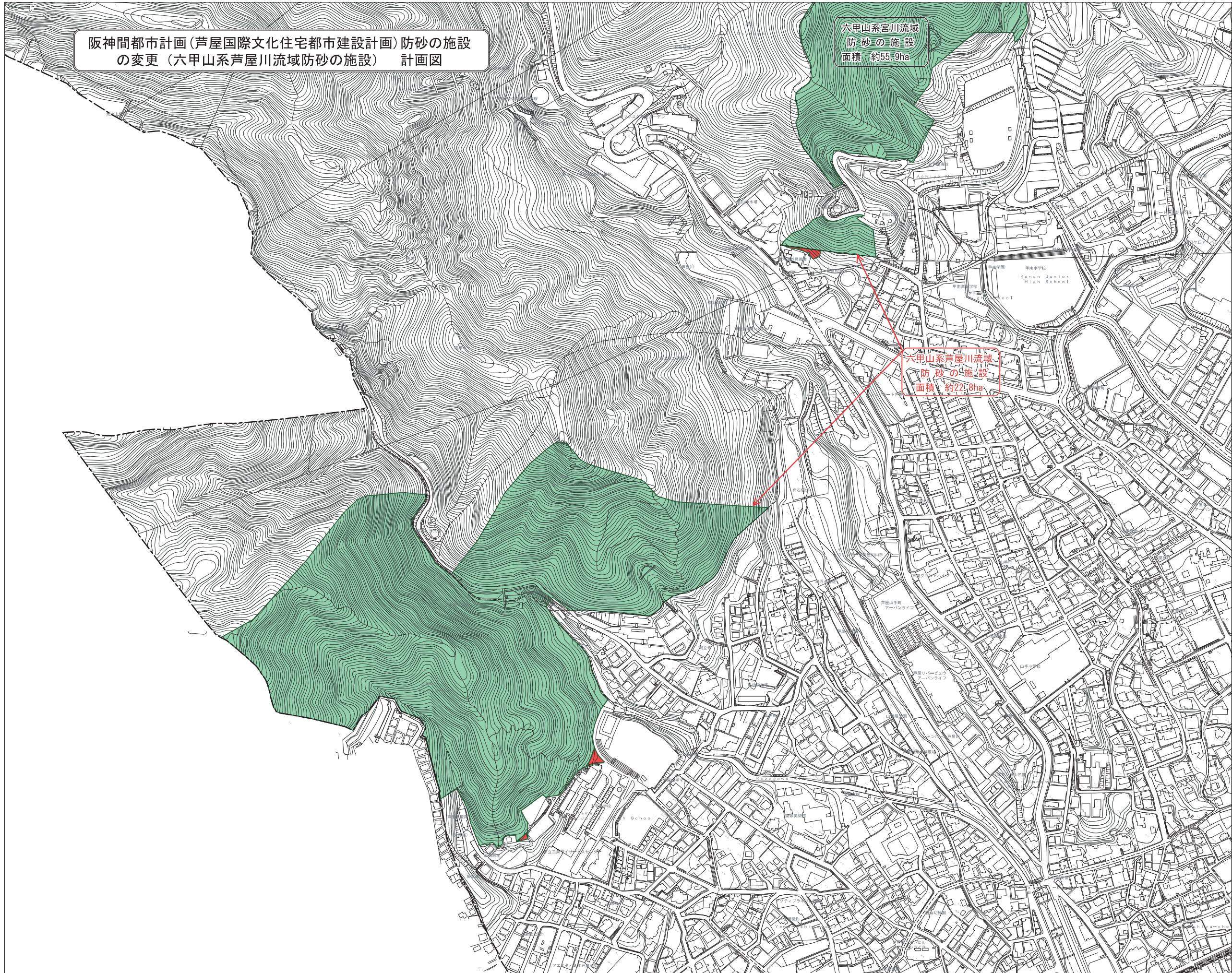
防砂の施設追加区域	■
既決定の防砂の施設	■

阪神間都市計画区域界	第1種高度地区	
阪神間都市計画区域 (高度地区)	第2種高度地区	
市街化区域・市街化調整区域界	第3種高度地区	
	第4種高度地区	
凡	高度利用地区	
用	風致地区	
地	準防火地域	
域	都市計画道路	
界	公地・緑道	
	商業地域	
	地区計画	

S = 1 : 10,000



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)防砂の施設
の変更(六甲山系芦屋川流域防砂の施設) 計画図



凡 例



1 : 2, 5 0 0



項 目	表 示	
行 政 界	———	
町 字 界	- - - - -	
防砂の施設	既決定部分	
	追加の部分	

縦覧結果と意見書提出状況

【防砂の施設の変更に伴う関係都市計画の案縦覧（区域区分・用途地域は第6回線引き見直し）】

縦覧期間：平成21年1月29日(木)から2月12日(木)まで

縦覧場所：芦屋市都市環境部都市計画課

(区域区分・用途地域は兵庫県都市計画課及び阪神間各市の担当窓口)

縦覧結果：以下の通り

(1) 阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）

縦覧者数：4名(川西市2名, 西宮市2名)

意見書提出：2名(川西市1名, 西宮市(区域区分と用途地域に対する意見))

(2) 阪神間都市計画用途地域の変更（兵庫県決定）

縦覧者数：4名(川西市2名, 西宮市3名)

意見書提出：1名(西宮市(区域区分と用途地域に対する意見))

(3) 阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更（兵庫県決定）

縦覧者数：0名

意見書提出：なし

(4) 阪神間都市計画(芦屋国際文化都市建設計画)高度地区の変更（芦屋市決定）

縦覧者数：0名

意見書提出：なし

(5) 阪神間都市計画(芦屋国際文化都市建設計画)防砂の施設の変更（芦屋市決定）

縦覧者数：0名

意見書提出：なし

※参考：●区域区分の意見書(川西市)は、川西市大和東地区の市街化区域への変更は反対という意見。(説明会でもあった内容と同様の主旨)

●区域区分及び用途地域の意見書(西宮市)は、区域区分や用途地域の変更に
ついて臨機応変に対処することを望むという旨の意見。